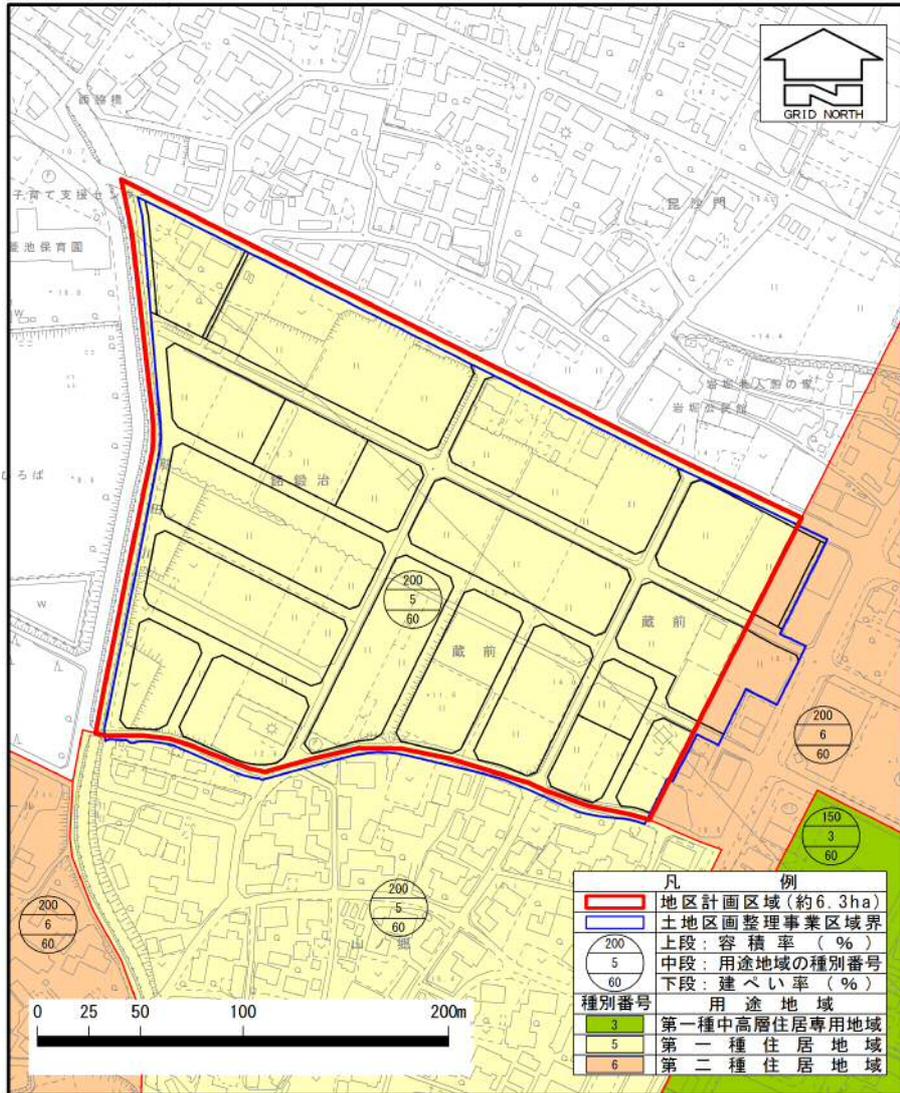


西三河都市計画岩堀地区計画の説明資料

○ 対象地域：愛知県額田郡幸田町大字菱池字蔵前、字前田、字銘鍛冶及び山ノ郷の各一部



○地区計画内容

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>○建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第二号から第七号に掲げるもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【参考：別表第2（に）項第二号から第七号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工場（政令で定めるものを除く。）（建築基準法別表第2（に）項第二号） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設（建築基準法別表第2（に）項第三号） 3. ホテル又は旅館（建築基準法別表第2（に）項第四号） 4. 自動車教習所（建築基準法別表第2（に）項第五号） 5. 政令で定める規模（15㎡を超えるもの）の畜舎（建築基準法別表第2（に）項第六号） 6. 三階以上の部分を第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物以外の建築物の用途に供するもの（建築基準法別表第2（に）項第七号） </div>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁、その他外から望見される部分の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。ただし、建築物の屋根、外壁、その他外から望見される各面の概ね1割に限っては、この限りでない。</p>	